

「海業ビジネスモデルづくり支援業務」

企画提案審査要領

令和 8 年 4 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「海業ビジネスモデルづくり支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目は次のとおりとする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
企画内容 の的確性	企画方針 等	企画のコンセプトが、本事業の目的に合致し、的確な提案となっているか。	10	30
	計画性	事業のスケジュールは妥当か。	10	
	事業成果	十分な成果が期待できる内容となっているか。	10	
業務内容	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施の際に連携を想定する漁業者や事業者等へ十分なヒアリングを行い、地域の特性や課題を踏まえた事業となっているか。 ・ 現地調査における専門家の選定は適切であるか。 	20	50
	結果検証	ツアーレポートの作成等、実証試験の都度、速やかに結果検証が行われる仕組みとなっているか。	10	
	収益性	本業務後も、海業関係者の所得向上となる仕組みとなっているか。	10	
	実績	海業に関し業務実績は、本業務を委託するのに十分なものであるか。	10	
業務遂行 能力	業務遂行 能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる体制か。 ・ 関係団体等との連携により、確実に本業務を遂行できるか。 	10	20
	積算の妥 当性	事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	10	

※ 採点基準は後述のとおり。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。

- (2) 参加者が5者を超える場合には、農林水産部漁港漁村課において、2の審査項目による企画提案書のみによる書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、対面による企画提案審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
 なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

	配点 10 点の項目	配点 20 点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
妥当である	6	12
やや不十分である	4	8
不十分である	2	4